

津市障害者支援施設等からの物品の購入等に関する要綱

平成 21 年 3 月 31 日訓第 22 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓第 14 号

平成 30 年 3 月 30 日訓第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定並びに福祉的就労に対する支援を図るため、本市の区域内に存する障害者支援施設等から積極的に物品を購入し又は役務の提供を受けることに關し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障害者支援施設等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設、同条第 2 項に規定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）をいう。

(発注見通しの公表等)

第 3 条 障害者支援施設等からの物品の購入又は役務の提供について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（以下「契約」という。）を締結しようとする担当の課長等（以下「契約担当課長」という。）は、当該契約を締結するまでに、契約の発注見通し状況報告書（第 1 号様式）を作成し、障がい福祉課長に提出しなければならない。

2 障がい福祉課長は、前項の規定による提出があったときは、発注見通しの状況を一覧にとりまとめ、調達契約課長に提出しなければならない。

3 調達契約課長は、前項の規定による提出があったときは、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、発注見通しの状況を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表は、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

(契約締結状況の公表等)

第4条 契約担当課長は、契約の締結後、速やかに契約締結状況報告書（第2号様式）を作成し、障がい福祉課長に提出しなければならない。

2 障がい福祉課長は、前項の規定による提出があったときは、契約締結状況を一覧にとりまとめ、調達契約課長に提出しなければならない。

3 調達契約課長は、前項の規定による提出があったときは、規則第9条の2第2項の規定に基づき、契約締結状況を公表しなければならない。

4 前項の規定による公表は、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

(公表期限)

第5条 第3条第4項及び前条第4項の公表期限は、契約の履行開始日の属する年度の3月31日までとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、契約の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓第14号）

この訓中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓第20号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

契約の発注見通し状況報告書

[illegible]

第2号様式（第4条関係）

契約締結状況報告書

[illegible]